

監査報告書

令和 3 年 6 月 1 日

社会福祉法人桜ヶ丘福祉会
理事長 徳田 直子 殿

監事 潤田 秀信 

監事 山之内 健郎 

私たち監事は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの令和 2 年度の社会福祉法人桜ヶ丘福祉会の法人運営、施設運営等について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、法人理事長、各理事、施設長及び施設主幹保育教諭と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、監事監査調書に従って、法人運営、施設運営等について、法人理事長、各理事、施設長及び主幹保育教諭からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 2 条の 33 各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、関係各法令及び定款に従い、法人の状況を概ね正しく示しているものと認めます。事業報告を補足する重要な事項はありませんでした。
- ② 理事長を初め、施設長、主幹保育教諭及び各職員の職務の遂行に関する不正の行為又は関係各法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 会計監査法人の報酬等を定めるにあたり、監事の過半数の同意を得ていない事例が認められました。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人 監査法人かごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上